

小山工業高等専門学校受託試験取扱規程

制 定 平成6年12月1日

最終改正 平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)において、学外からの委託に応じて行う試験・分析等(以下「受託試験」という。)の取扱い並びに受託試験の料金(以下「試験料金」という。)については、この規程の定めるところによる。

(受託試験の依頼)

第2条 受託試験を依頼しようとする者は、受託試験申請書(別紙様式1)を校長に提出しなければならない。

(受託試験の受理)

第3条 校長は、前条の受託試験の依頼があったときは、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、別表に掲げるものについて受理することができるものとする。

2 校長は、前項の受理をしようとするときは、関係学科等の長等の意見を徴するものとする。

(試験料金)

第4条 試験料金は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則(平成16年規則第48号)第4条に定める額とする。

(試験料金の納付)

第5条 受託試験の許可を受けた者(以下「委託者」という。)は、当該受託試験の開始前に試験料金を納付しなければならない。ただし、委託者が国の機関若しくは公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体の機関であり、校長が止むを得ない理由があると認めるときは、受託試験の開始後に試験料金を納付することができる。

2 既納の試験料金は、如何なる理由があっても返還しない。

(受託試験及び結果の通知)

第6条 受託試験を担当する者は、第5条第1項のただし書に該当する者を除き、当該受託試験の試験料金の領収書等により試験料金が納付済であることを確認のうえ、試料を受取るものとする。

2 受託試験を担当する者は、受託試験が終了したときには、関係学科等の長等を経て、校長に報告するものとする。

3 校長は、前項の報告を受けたときは、受託試験結果通知書(別紙様式2)により委託者に通知するものとする。

(試料の処理)

第7条 受託試験のために提出された試料は、原則として委託者に返還する。

2 本校は、不可抗力によって生じた試料の損害に対し、その責を負わないものとする。

3 試料の提出及び返還に要する費用は、委託者の負担とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託試験に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

受 託 試 験
骨 材 洗 い 試 験
" 単 位 容 積 重 量 試 験
" 有 機 不 純 物 試 験
" す り へ り 試 験
" 安 定 性 試 験
" 塩 分 含 有 量 試 験
" ふ る い 分 け 試 験
細 骨 材 比 重 試 験
" 吸 水 量 試 験
土 の 粒 度 試 験
" 比 重 試 験
金 属 材 料 引 張 試 験
" 曲 げ 試 験
コ ン ク リ ー ト 圧 縮 試 験
" 曲 げ 試 験

別紙様式 1

受 託 試 験 申 請 書

年 月 日

小山工業高等専門学校長 殿

住 所
氏 名

下記のとおり試験を委託したいので申請します。

記

受 託 試 験 名	
試 料 名	
数 量	
試 験 内 容	
終了希望年月日	年 月 日
備 考	・ 試料の持込方法及び時期 ・ 試験後の試料引取の有無

別紙様式 2

小高専会総第 号
年 月 日

受 託 試 験 結 果 通 知 書

殿

小山工業高等専門学校長

年 月 日付委託のあった下記試験の結果について、
別紙のとおり通知します。

記

受 託 試 験 名			
試 料 名			
数 量			
試 験 内 容			
試 験 担 当 者		学科の長等	
試料引渡有無	有	無	